

御杖村生活支援サポーター事業実施要綱の一部を改正する告示

御杖村生活支援サポーター事業実施要綱(平成 30 年御杖村告示第 91 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「及び交流会」を削る。

第 4 条第 2 号中「の配達」を「にかかる配達業務」に改め、同条中第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号を第 4 号とする。

別表第 1 の表を次のように改める。

利用時間	基準利用額
午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	サポーター1 人あたり、 30 分 100 円

別表第 2 の表を次のように改める。

活動内容	活動対価	交通費（自車等を使用したとき）
配食サービスの配達以外	1 回あたり 400 円	1 回あたり 300 円
配食サービスの配達	1 件あたり 200 円	1 日あたり 300 円

第 7 号様式の様式を次のように改める。

御杖村生活支援サポーター活動提供票及び請求書

[別紙参照]

第 8 号様式の様式を次のように改める。

御杖村生活支援サポーター活動（配食サービス）提供票及び請求書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。